



証券コード 5214

第107期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2026年3月27日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催 場所

滋賀県大津市御殿浜15番8号
NIHO
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

書面又はインターネット等による議決権行使期限
2026年3月26日（木曜日）午後5時まで

日本電気硝子株式会社



株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第107期定時株主総会を開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

社長 岸本 暁

企業理念

ガラスの持つ無限の可能性を引き出し、
モノづくりを通して、豊かな未来を切り拓きます。

GLASS FOR FUTURE

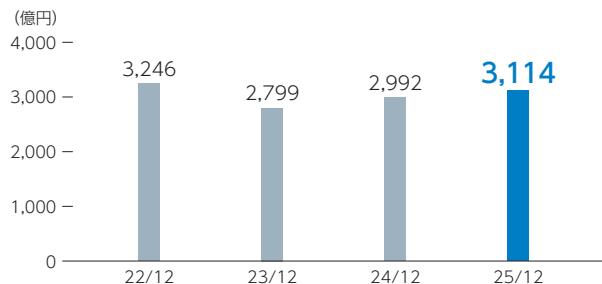
わたくしたちは、創業の精神を企業活動の根本に据え、持続的成長を図るべく企業理念を定めました。

ガラスは、材料設計・溶融・成形・加工といった技術により、様々な特性や機能を持たせることができる優れた素材です。

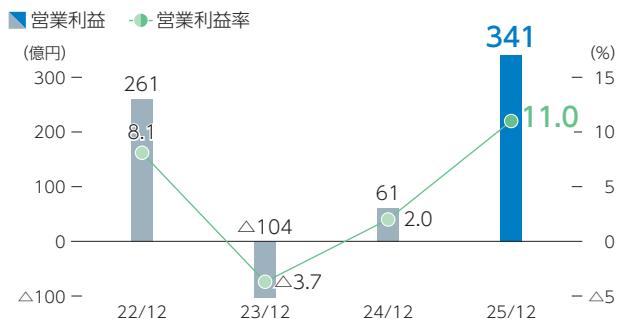
ガラスの持つ新しい可能性を引き出し、社会や生活をより快適に、より豊かにしたい、そんな想いを込めています。

連結財務ハイライト

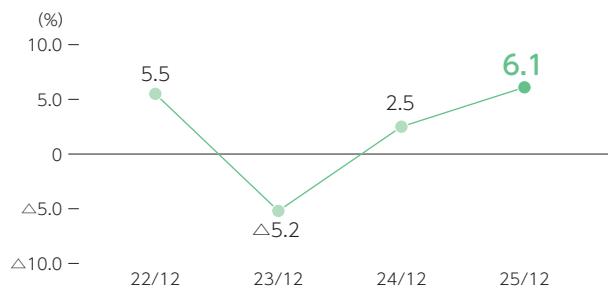
売上高



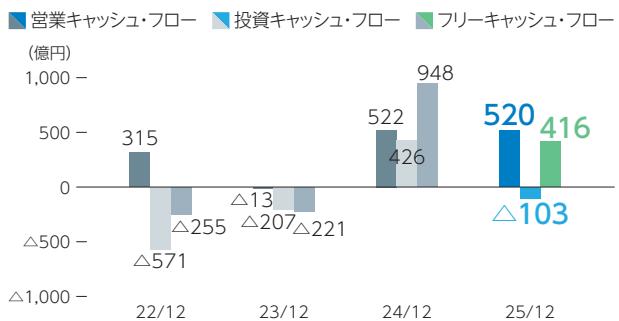
営業利益・営業利益率



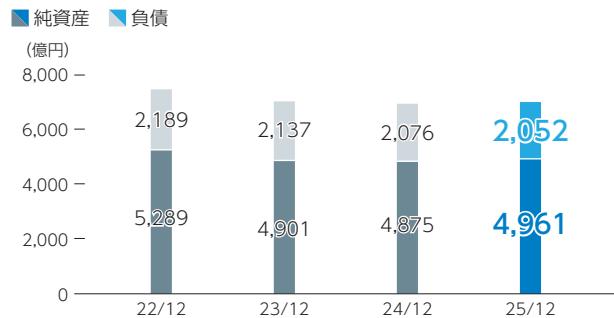
ROE (自己資本利益率)



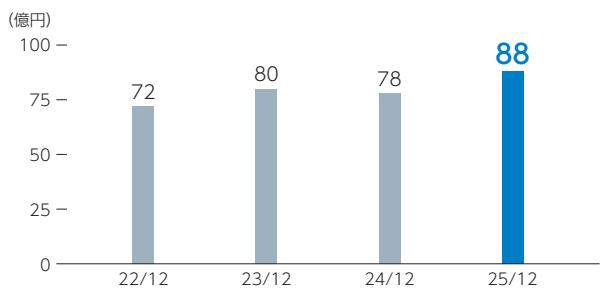
キャッシュ・フロー



純資産・負債



研究開発費



トピックス

低誘電ガラスファイバ「D2ファイバ」の販売を開始

AIの普及に伴い、AIサーバーやデータセンター向け的高速・大容量通信を支える基板材料への需要は急速に拡大しており、供給能力の強化が喫緊の課題となっています。当社は、AIサーバーやデータセンターにおける高速・大容量通信を支える最先端半導体に不可欠な材料となる、低誘電ガラスファイバ「D2ファイバ」を開発し、販売を開始しました。D2ファイバは、通信ロス（伝送損失）や消費電力を大幅に低減することに貢献します。

製品の特長

- ・低誘電特性（低誘電正接）

信号の伝送損失を抑え、通信の高速化・大容量化を実現。AIサーバーやデータセンターの性能向上に貢献します。

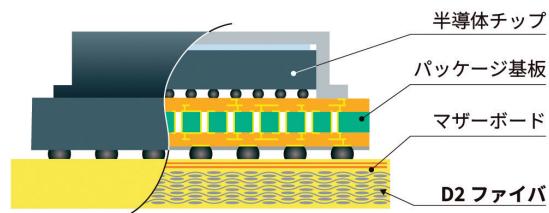
- ・発熱抑制と省エネ

通信ロスによる熱発生を低減し、冷却負荷や消費電力を抑制。膨大な電力を消費するAIインフラにおいて持続可能な運用を支援します。

今後は、市場動向を見極めながら更なる低誘電ガラスファイバや低膨張ガラスファイバの開発を推進していきます。



低誘電ガラスファイバ「D2ファイバ」



マザーボードでのD2ファイバの使用箇所

(証券コード：5214)
2026年3月5日

株 主 各 位

滋賀県大津市晴嵐二丁目7番1号
日本電気硝子株式会社
取締役会長 松本元春

第107期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第107期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、事業報告等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の特設ウェブサイトに掲載していますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

特設ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/5214/teiiji/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しています。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日本電気硝子」又は「コード」に当社証券コード「5214」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、後述の「議決権行使についてのご案内」に従って議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2026年3月27日（金曜日）午前10時
2 場 所	滋賀県大津市御殿浜15番8号 NIHO
3 目的事項	報告事項 1. 第107期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第107期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 取締役7名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

《議決権行使についてのご案内》



当日ご出席 いただく場合

当日ご出席の際は、お手数ながら**議決権行使書用紙を会場受付にご提出**ください。



郵送による 議決権行使の場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2026年3月26日（木曜日）午後5時までに到着**するようにご返送ください。



インターネット等による 議決権行使の場合

詳細につきましては次頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認いただき、**2026年3月26日（木曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご入力**ください。

1. 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
2. インターネット等によって複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
3. 書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以上

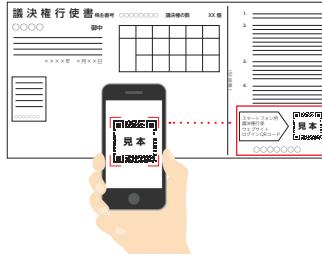
- 電子提供措置事項のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部です。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正内容を上記インターネット上の特設ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

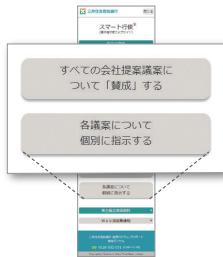
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でPCやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

第2号議案 | 取締役7名選任の件

取締役全員7名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名	性別	現在の当社における地位	取締役在任年数 (本総会終結時)	取締役会への出席状況 (第107期)
1	まつもともと はる 松本元春	男性	取締役会長 (代表取締役)	14年9か月	18/18回 100%
2	きしもと あきら 岸本暁	男性	社長 (代表取締役)	3年	18/18回 100%
3	もりい まもる 森井守	男性	取締役	4年	18/18回 100%
4	うらでれい こ 裏出令子	女性	取締役	7年	18/18回 100%
5	いとうよし お 伊藤好生	男性	取締役	4年	18/18回 100%
6	あおと なほみ 青砥なほみ	女性	取締役	2年	18/18回 100%
7	なかの かつら 中野桂	男性	—	—	—

新任 新任取締役候補者
 再任 再任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

候補者
番号

1

まつもと もとはる
松本 元春

(1957年5月30日生)

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月	当社入社	2015年 3月	代表取締役 社長就任
2007年 4月	執行役員就任		社長執行役員就任
2011年 6月	取締役就任	2023年 1月	代表取締役 取締役会長就任 (現任)
	常務執行役員就任		
2013年 4月	専務執行役員就任		

取締役候補者とした理由

松本元春氏は、英国や米国の子会社社長、当社経理部長及びディスプレイ事業本部長を歴任したのち、8年間、社長として、事業基盤の強化、革新的製造プロセス技術の開発等、当社グループの事業の安定化を推し進め、また、成長市場における積極的な投資などの施策を着実に実行してきました。2023年1月からは、取締役会長として取締役会の議長を務めるとともに、対外関係を中心に代表取締役としての役割を果たしています。こうした経験と実績を踏まえ、同氏が当社グループの更なる成長に資するものと判断し、選任をお願いするものです。

所有する当社の株式数

38,200株

取締役会への出席状況

18回/18回
(100%)

候補者
番号

2

きしもと あきら
岸本 暁

(1962年12月13日生)

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月	当社入社	2019年 1月	常務執行役員就任
2012年 4月	電子部品事業本部電子部品事業部長	2023年 1月	社長執行役員就任 (現任)
2013年 4月	執行役員就任	2023年 3月	代表取締役 社長就任 (現任)
2016年 1月	電子部品事業本部長		
2017年10月	コンシューマーガラス事業本部長		

執行役員の業務分掌

担当：監査

取締役候補者とした理由

岸本暁氏は、電子部品事業本部長及びコンシューマーガラス事業本部長を歴任し、各事業において、グローバルな生産体制の構築、製品開発力の強化に取り組んできました。社長執行役員就任後、事業構造改革や開発体制の見直しなどを進め、2024年には「EGP2028」を策定し、「世界一の特殊ガラスメーカー」の実現に向けた施策に取り組んでいます。こうした経験と実績を踏まえ、同氏が当社グループの更なる成長に資するものと判断し、選任をお願いするものです。

所有する当社の株式数

10,000株

取締役会への出席状況

18回/18回
(100%)

候補者
番号

3

もりい
森井

まもる
守

(1962年8月18日生)

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月 当社入社
2014年 6月 経理部長
2017年 1月 執行役員就任
2021年 1月 常務執行役員就任 (現任)
2022年 3月 取締役就任 (現任)

執行役員の業務分掌

統括：総務、人事、経理、資材、情報システム
担当：企業戦略、コーポレートコミュニケーション、マーケティング、営業管理、東京支社、貿易管理

所有する当社の株式数

10,800株

取締役会への出席状況

18回/18回
(100%)

取締役候補者とした理由

森井守氏は、経理部長など管理部門において要職を歴任し、海外進出プロジェクトへの参画や中国子会社の副総経理を務めるなど、グループ経営に関する豊富な経験と識見を有しています。また、現在は、コーポレート部門を統括する取締役常務執行役員として、当社グループのグローバルな事業戦略や財務などの分野において、経営の一翼を担っています。こうした経験と実績を踏まえ、同氏が当社グループの更なる成長に資するものと判断し、選任をお願いするものです。

候補者
番号

4

うらで
裏出

れいこ
令子

(1953年2月6日生)

再任

社外

独立



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2010年 4月 国立大学法人京都大学大学院
農学研究科教授
2018年 4月 同大学名誉教授 (現任)
同大学複合原子力科学研究所
特任教授 (現任)
2019年 3月 当社取締役就任 (現任)

(重要な兼職の状況)

国立大学法人京都大学名誉教授、国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所特任教授

所有する当社の株式数

なし

取締役会への出席状況

18回/18回
(100%)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

裏出令子氏は、農学出身の理系研究者として実績を残すとともに、同分野の人材育成にも携わってこれられ、専門的な知識、豊富な経験を有されています。これらの知識、経験を当社の経営に活かし、業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待しています。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員会の委員として、代表取締役の選定・解職及び取締役の報酬等の決定に、独立した立場から関与いただく予定です。同氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。

候補者
番号

5

いとう よしお
伊藤 好生 (1953年3月18日生)

再任

社外

独立



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年 4月	松下電器産業株式会社 (現 パナソニックホールディングス 株式会社) 入社	2017年 6月	同社代表取締役副社長執行役員就任
		2019年 6月	同社退職
2014年 6月	同社代表取締役専務就任	2022年 3月	当社取締役就任 (現任)
2017年 4月	同社代表取締役副社長就任		

(重要な兼職の状況)

亀田製菓株式会社社外取締役

所有する当社の株式数

なし

取締役会への出席状況

18回/18回
(100%)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

伊藤好生氏は、パナソニック株式会社 (現 パナソニックホールディングス株式会社) 代表取締役専務及び副社長執行役員を歴任されました。同社の経営に長年に亘って携われ、会社経営に関する知識、豊富な経験を有されています。これらの知識、経験を当社の経営に活かし、業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待しています。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員会の委員長として、代表取締役の選定・解職及び取締役の報酬等の決定に、独立した立場から関与いただく予定です。

候補者
番号

6

あおと

青砥 なほみ (1958年5月26日生)

再任

社外

独立



所有する当社の株式数

なし

取締役会への出席状況

18回/18回
(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月	日本電気株式会社入社	2017年11月	マイクロンメモリ ジャパン株式会社 テクノロジー・ディベロップメント 部門DRAMプロセス開発部門長Sr. Director就任
2011年12月	エルピーダメモリ株式会社 (現 マイ クロンメモリ ジャパン株式会社) 執行役員就任	2023年 8月	国立大学法人広島大学半導体産業技 術研究所特命教授 (現任) 国立大学法人東北大学国際集積エレ クトロニクス研究開発センター特任 教授 (客員) (現任)
2015年 4月	米国Micron Technology, Inc. テク ノロジー・ディベロップメント部門 DRAM・新メモリ プロセス開発部門 長Sr. Director就任	2024年 3月	当社取締役就任 (現任)

(重要な兼職の状況)

国立大学法人広島大学半導体産業技術研究所特命教授
国立大学法人東北大学国際集積エレクトロニクス研究開発センター特任教授 (客員)
ローツェ株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

青砥なほみ氏は、マイクロンメモリ ジャパン株式会社の前身であるエルピーダメモリ株式会社の執行役員やマイクロンメモリ ジャパン株式会社の技術開発部門の責任者を歴任されました。グローバル企業の技術開発部門において実績を残すとともに人材育成にも携わってこられ、技術開発に関する専門的な知識、豊富な経験を有されています。これらの知識、経験を当社の経営に活かし、業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待しています。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員会の委員として、代表取締役の選定・解職及び取締役の報酬等の決定に、独立した立場から関与いただく予定です。同氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2009年12月	国立大学法人滋賀大学経済学部教授 (現任)	2018年 2月	ブリティッシュ・コロンビア大学日 本研究センター客員教授
2012年 4月	同大学環境総合研究センター長	2020年10月	国立大学法人滋賀大学経済学部学部 長
2013年	内閣府経済社会総合研究所客員主任 研究官	2024年 4月	同大学特命副学長 (現任)
2017年10月	ワイカト大学ワイカトマネジメント スクール客員研究員		

所有する当社の株式数

なし

(重要な兼職の状況)

国立大学法人滋賀大学経済学部教授、国立大学法人滋賀大学特命副学長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中野桂氏は、経済学者として産業組織論に関する専門的な知識、豊富な経験を有されています。また、環境政策や応用ミクロ経済学の分野において実績を残すとともに、同分野の人材育成にも携わってこられました。近年は地域創生などにも積極的に取り組んでおられます。これらの知識、経験を当社の経営に活かし、業務執行に対する監督、助言をいただくことを期待しています。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員会の委員として、代表取締役の選定、解職及び取締役の報酬等の決定に、独立した立場から関与いただく予定です。同氏は、これまで会社の経営に関与されたことはありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、執行役員制度を採用しています。「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄中の「統括、担当」は執行役員の業務分掌を記載しています。
3. 青砥なほみ氏の戸籍上の氏名は、太田なほみです。
4. 裏出令子、伊藤好生、青砥なほみ及び中野桂の4氏は、当社が定める独立性判断基準（17頁ご参照）を満たしており、その独立性に問題はないと判断しています。また、各氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者です。
5. 当社は、裏出令子、伊藤好生及び青砥なほみの3氏との間でそれぞれ会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって当該損害賠償責任の限度とする契約を締結しています。各氏の再任が承認された場合は、当社と各氏との間で当該契約を継続する予定です。また、中野桂氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、上記と同内容の契約を締結する予定です。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2026年4月に更新の予定です。当該保険契約により、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。各候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第3号議案 | 監査役1名選任の件

監査役矢倉幸裕氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。
なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ています。
監査役候補者は次のとおりです。

かつら ゆういちろう

桂 雄一郎

(1969年5月5日生)

新任

社外

独立



略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 1999年10月 監査法人トーマツ
(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所
- 2003年 6月 公認会計士登録
- 2024年10月 桂公認会計士事務所開設 (現在)
KMTパートナーズ株式会社代表取締役就任 (現任)
- 2025年 2月 監査法人レキシコム代表社員就任 (現任)

(重要な兼職の状況)

桂公認会計士事務所代表
KMTパートナーズ株式会社代表取締役
監査法人レキシコム代表社員

所有する当社の株式数

なし

社外監査役候補者とした理由

桂雄一郎氏は、公認会計士及び税理士として専門的な知識、豊富な経験を有されています。これらの知識、経験を当社の監査に反映していただくため、選任をお願いするものです。同氏は、これまで会社の経営に関与されたことはありませんが、上記理由から、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 桂雄一郎氏は、当社が定める独立性判断基準(17頁ご参照)を満たしており、同氏の独立性に問題は無いと判断しています。また、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者です。
3. 当社は、桂雄一郎氏の選任が承認された場合は、同氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって当該損害賠償責任の限度とする契約を締結する予定です。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2026年4月に更新の予定です。当該保険契約により、当社監査役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。桂雄一郎氏の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

(ご参考) 第2号議案・第3号議案が承認された場合の役員体制及びスキルマトリックス

取締役会としての機能向上のために、取締役・監査役に特に発揮を期待する知識・経験・能力を整理しています。

氏名	会社における地位	社外独立	性別	指名・報酬諮問委員会(◎は委員長)	主な知識・経験・能力						
					企業経営・事業戦略	財務・会計	法務・コンプライアンス	開発・製造プロセス・品質	営業・マーケティング	グローバル	サステナビリティ
松本 元春	取締役会長 (代表取締役)		男性	○	○	○	○		○	○	○
岸本 暁	社長 (代表取締役)		男性	○	○		○	○	○	○	○
森井 守	取締役		男性		○	○	○		○	○	○
裏出 令子	取締役	○	女性	○				○			○
伊藤 好生	取締役	○	男性	◎	○			○	○	○	
青砥なほみ	取締役	○	女性	○				○		○	
中野 桂	取締役	○	男性	○	○		○			○	
林 嘉久	常勤監査役		男性				○				○
成田 利治	常勤監査役		男性				○	○			○
印藤 弘二	監査役	○	男性				○				
桂 雄一郎	監査役	○	男性				○				

(注) 会社における地位及び指名・報酬諮問委員会の委員、委員長は、本総会後のもの(本総会最終後の取締役会にて選定予定)を記載しています。

スキル	スキルを選定した理由
企業経営・事業戦略	持続的成長と企業価値向上の実現に向け、ポートフォリオマネジメントを含む経営計画や戦略の方針を判断するには、企業経営・事業戦略に関する知識・経験・能力が必要である。
財務・会計	正確な財務報告に加え、企業価値を高めるために、効率的な事業運営や資本の効率的な活用が重要であり、この財務戦略策定・遂行には、財務・会計に関する知識・経験・能力が必要である。
法務・コンプライアンス	事業活動における適切なガバナンス、コンプライアンスの実践、取締役会における経営監督の実効性向上のために、法務・コンプライアンスに関する知識・経験・能力が必要である。
開発・製造プロセス・品質	材料開発・プロセス開発・製品開発の一体的な開発、製品開発と事業化のスピードアップを図り、既存事業の強化・戦略事業の拡大のためには、開発・製造プロセス・品質に関する知識・経験・能力が必要である。
営業・マーケティング	「大切にしている価値観」のうち「お得意先第一」を実現し、既存事業の強化・戦略事業の拡大のために、ニーズ・シーズにスピーディに対応することが必要であり、営業・マーケティングに関する知識・経験・能力が必要である。
グローバル	目指すべき企業像「世界一の特殊ガラスメーカー」の実現、中期経営計画の実現のためには、海外ビジネス展開の加速が不可欠であり、国ごとの文化や多様性を深く理解し尊重する必要がある。
サステナビリティ	近年、気候変動、人的資本、人権への対応等、企業の持続的成長のための課題が増加し、企業活動を通じた社会課題解決や情報開示の充実といった社会的要請も強まってきている。これらに対応していくため、サステナビリティに関する知識・経験・能力が必要である。

(ご参考) 社外役員の独立性判断基準

当社は社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性判断基準を以下のとおり定め、以下のいずれかに該当する者は、独立性を有しないと判断する。

1. 現在又は過去10年間に於いて、当社及び当社の子会社の業務執行者^(注1)であった者
2. 当社並びに当社子会社（以下「当社グループ」と総称する）の主要な取引先^(注2)又はその業務執行者
3. 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者
4. 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者
5. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産^(注3)を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
6. 当社の会計監査人である監査法人に所属する者
7. 当社グループから多額の寄付^(注4)を受けている者（当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
8. 当社グループの業務執行者が他の会社において社外役員に就いている場合における当該他の会社の業務執行者
9. 過去3年間に於いて、上記2から8までに該当していた者
10. 上記2から9に該当する者（重要な地位にある者^(注5)に限る）の配偶者又は二親等以内の親族

(注1) 業務執行者とは、法人その他の団体の取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者及び使用人等の業務を執行する者をいう。

(注2) 当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度において（i）当社グループと取引先との間の取引金額（製品・役務の提供、調達にかかる金額）がいずれかの連結売上高の2%を超える者をいう（ii）取引先からの当社グループの借入額が、連結総資産の2%を超える者をいう。（当社グループが借入れをしている金融機関については当社グループの資金調達において必要不可欠であり代替性がない程度に依存している金融機関に限る）

(注3) 多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう。（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%を超える金銭その他の財産上の利益をいう）

(注4) 多額の寄付とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は当該組織の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄付をいう。

(注5) 重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人並びに監査法人又は会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。

独立役員に係る取引又は寄付が次に定める軽微基準を充足する場合には、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼさずおそれがないと判断し、その記載を省略しています。

<株主の議決権行使に影響を及ぼさないものと判断する軽微基準>

1. 取引
 - ・直近事業年度において、当社グループと取引先との間の取引金額（製品・役務の提供、調達にかかる金額）がいずれもの連結売上高の1%未満であること
2. 寄付
 - ・直近事業年度において、年間500万円又は当該組織における総収入額の1%のいずれか高い方の額を超えないこと

第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ています。

補欠監査役候補者は次のとおりです。

おおいし か おり
大石 歌織 (1977年4月21日生)

社外

独立



略歴、地位及び重要な兼職の状況

2001年10月 弁護士登録

北浜法律事務所（現 北浜法律事務所・外国法共同事業）入所

2013年 1月 北浜法律事務所・外国法共同事業
パートナー就任（現任）

(重要な兼職の状況)

北浜法律事務所・外国法共同事業パートナー

株式会社PALTAC社外取締役

東和薬品株式会社社外取締役（監査等委員）

エスリード株式会社社外取締役

所有する当社の株式数
なし

補欠社外監査役候補者とした理由

大石歌織氏は、弁護士として専門的な知識、豊富な経験を有されています。これらの知識、経験を当社の監査に反映していただくため、選任をお願いするものです。同氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記理由から、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大石歌織氏は、補欠社外監査役候補者です。同氏は、当社が定める独立性判断基準（17頁ご参照）を満たしており、同氏の独立性に問題はないと判断しています。また、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしています。なお、同氏が社外監査役に就任した場合は、当社は同氏を独立役員として届け出る予定です。
3. 当社は、大石歌織氏が社外監査役に就任した場合は、同氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって当該損害賠償責任の限度とする契約を締結する予定です。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2026年4月に更新の予定です。当該保険契約により、当社監査役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。大石歌織氏が社外監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

全般的基調

売上高	営業利益
311,402百万円	34,131百万円
前期 299,237百万円	前期 6,120百万円
経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
37,740百万円	29,616百万円
前期 12,417百万円	前期 12,091百万円

当連結会計年度においては、米国の関税政策の動向や中国経済の減速、中東地域での地政学的緊張の一層の高まり等、世界経済は不透明な状況が続きました。

このような環境ではありましたが、当社グループにおいては、ディスプレイ事業の堅調な需要が継続したほか電子デバイス事業が好調に推移したことから、売上高は前連結会計年度（2024年1月1日～12月31日）を上回りました。営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益は、生産性の改善や高付加価値製品の拡販等により、前連結会計年度を大きく上回りました。

部門別の売上高の状況は次のとおりです。

電子・情報

(ディスプレイ事業、電子デバイス事業)

売上高

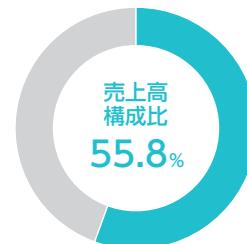
173,751 百万円

前期比

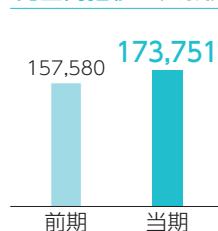
10.3%増

ディスプレイ事業は、年間を通して堅調な需要が継続したことや販売価格を引き上げたことから、売上高は前連結会計年度を上回りました。電子デバイス事業は、半導体向け及びデータセンター向け製品を中心に需要が好調に推移したことから、売上高は前連結会計年度を上回りました。

これらの結果、電子・情報の分野の売上高は1,737億51百万円（前連結会計年度比10.3%増）となりました。



売上高推移 (百万円)



機能材料

(複合材事業、医療・耐熱・建築事業)

売上高

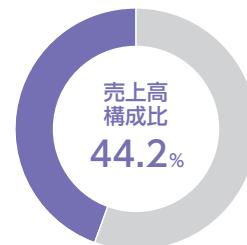
137,651 百万円

前期比

2.8%減

複合材事業は、厳しい競争環境が続き販売が低迷したほか、事業構造改革に伴い英国子会社の事業活動を停止したことから、売上高は前連結会計年度を下回りました。医療、耐熱及び建築事業は、売上高は前連結会計年度並みでした。

これらの結果、機能材料の分野の売上高は1,376億51百万円（前連結会計年度比2.8%減）となりました。



売上高推移 (百万円)



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は343億9百万円となりました。

電子・情報分野においては、主にディスプレイ事業における全電気溶融技術の展開、生産能力増強及び生産性改善投資、電子デバイス事業における生産能力増強に係る投資を行いました。機能材料分野においては、主に生産性改善を目的とした投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における所要資金は、設備資金及び運転資金であり、これらを自己資金及び借入金等でまかないました。

なお、当社は、機動的な調達を行うため、国内金融機関と総額250億円のコミットメントライン契約を締結していません。

(4) 主要な借入先 (2025年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	214億円
三井住友信託銀行株式会社	121億円
株式会社三菱UFJ銀行	91億円

(5) 対処すべき課題

《会社の経営の基本方針》

当社グループは、『日本電気硝子 企業理念体系』の下、世界一の特殊ガラスメーカーを目指し、材料設計、溶融、成形、加工といった技術により様々な特性や機能を持つガラス製品を開発、生産し、市場に潤沢に供給することにより、社会のニーズに応えていくことを経営の基本においています。

同時に、事業活動を行うにあたり重要と認識するサステナビリティのマテリアリティ（重点課題）を設定し活動を推進することにより、「環境」「社会」「経済」の調和を図った事業活動を行い、持続的な成長を実現し、企業価値の向上を図ってまいります。

『日本電気硝子 企業理念体系』

わたくしたちは、“文明の産物”の創造を通して社会に貢献するという創業の精神を、企業理念の底流をなすものと位置付けています。

企業理念

ガラスの持つ無限の可能性を引き出し、モノづくりを通して、豊かな未来を切り拓きます。

スローガン

GLASS FOR FUTURE

目指すべき企業像

世界一の特殊ガラスメーカー

大切にしている価値観

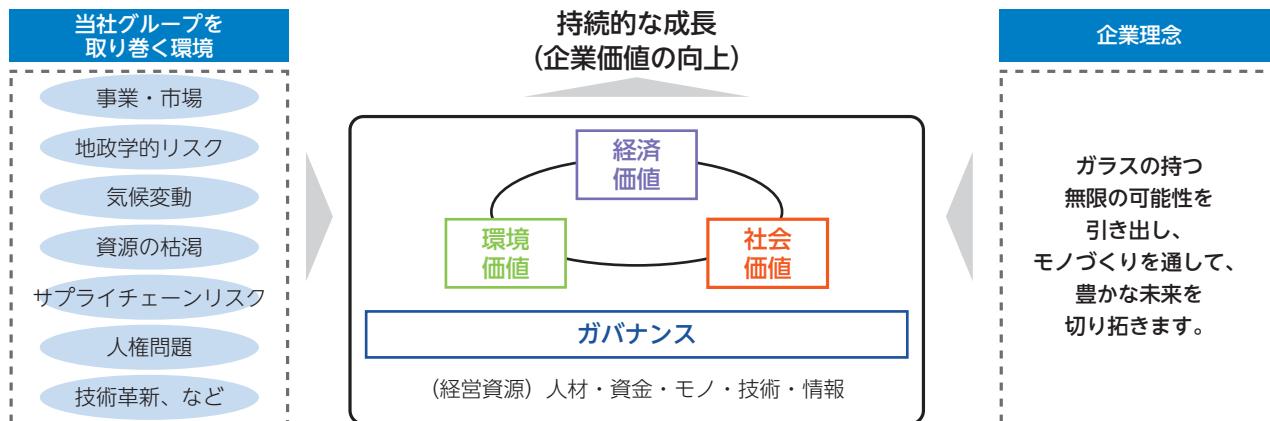
- | | |
|--------|---|
| お得意先第一 | お得意先のご要望を理解し、そのご要望にどこまでもお応えすること。 |
| 達成への執念 | 執念をもって、課題を為し遂げること。 |
| 自由闊達 | 前例にとらわれない自由な発想と、部門や世代にとらわれない自由な発言を尊重すること。 |
| 高い倫理観 | いかなる局面においても、常に高い倫理観を持って誠実に行動すること。 |
| 自然との共生 | 自然と共存することを常に意識し、環境負荷の低減に努めること。 |

《サステナビリティの取り組み》

基本的な考え方

当社グループは、「環境」「社会」「経済」の調和を図った事業活動を行い、持続的な成長を実現し、企業価値の向上を図ります。

これらの取り組みを支えるため、「人材」「資金」「モノ」「技術」「情報」といった経営資源を有効に活用し、コーポレート・ガバナンスの強化を通じて、サステナビリティ経営の実行力を高めていきます。



マテリアリティ (重点課題)

環境

マテリアリティ	背景と課題
気候変動への対応	溶融に多くのエネルギーを使用するガラス製造においては、溶融炉から排出される温室効果ガス量の削減は重要な課題です。また、気候変動に関するリスクの低減と機会の獲得を通じて、事業活動の強化に努めます。
資源の有効活用	大量の天然資源を使用するガラス製造業にとって、資源の使用を最小化し、生産効率を最大化することで廃棄物の発生を最小化することは最重要課題のひとつです。
自然との共生	琵琶湖の周辺に複数の製造拠点をもち事業展開をしてきた当社は、「世界一のモノづくり」による環境負荷の低減により、持続可能な発展や生物多様性の保全に努めます。

社会

マテリアリティ	背景と課題
多様性	多様な人材の総合力が企業成長の原動力と考えています。多様な人材の採用と、従業員がお互いの人権を尊重し、モチベーションをもって働ける仕組みづくりを行います。
人材	目指す人材像「あらゆるステージで世界一のパフォーマンスを発揮できる人」の実現に向けて、人材のレベルアップを図ります。
安全と健康	個々人がいきいきと、安全で健康に働ける職場づくりや、作業リスクの継続的な改善を図ることで、従業員のモチベーションや定着率の向上、ひいては企業全体の生産性・創造性の向上につなげます。
責任調達	環境、人権等に関してサプライチェーン全体で社会的責任を果たします。
地域社会との共生	事業活動の継続には、地域社会との良好な関係が不可欠です。地域社会との信頼関係を築き、教育、福祉、環境等の支援を通して、地域社会の発展に貢献します。
ガラス科学の発展	当社の持続的成長には基盤技術であるガラスの基礎研究と人材育成への支援が不可欠と考えています。当社は高等教育機関との連携や教育支援を通して、ガラス科学の発展に貢献します。

ガバナンス

マテリアリティ	背景と課題
コンプライアンス	海外での製造及び販売比率が高い企業として、国際ルール、法令を遵守し、常に高い倫理観をもって誠実に行動します。
コーポレート・ガバナンス	取締役会の多様性を確保することで監督機能を強化し、事業活動の競争力を高めます。
機密情報管理	情報漏洩やサイバー攻撃による企業活動停止のリスクを最小限に抑え、重大な影響を及ぼす事象の発生がない状態を目指します。
情報開示	各ステークホルダーとの良好な関係を構築するため、必要な情報を適時、適切に開示します。

《経営指標》

将来に亘る事業の存続と発展を期するためには、継続的な研究開発と設備投資並びにこれらの活動を支える売上と利益が不可欠であると考えています。また、企業価値を高めるためには、効率的な事業運営や資本の効率的な活用が重要になります。このため、当社グループでは、売上高、営業利益、営業利益率、ROE（自己資本利益率）、ROIC（投下資本利益率）を重要な経営指標と位置付けています。

《中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題》

上記基本方針の下、「電子・情報」の分野ではディスプレイ事業、電子デバイス事業などのビジネスを、また、「機能材料」の分野では複合材事業、医療事業、耐熱事業、建築事業などのビジネスを展開しています。中期経営計画の推進を通して、バランスの取れた事業ポートフォリオを構築していきます。

<展開する市場分野>

自動車	：軽量化材料、照明、ディスプレイ、自動運転（カメラ・センサ等）、各種電子機器
エネルギー	：二次電池、再生可能エネルギーシステム
医療	：先進医薬容器、先端医療機器・設備
半導体	：次世代半導体材料（小型高精細・高機能）、半導体製造プロセス
ディスプレイ	：高機能ディスプレイ（高精細・薄型軽量・フレキシブル）
情報通信	：光通信デバイス（次世代高速通信対応）
社会インフラ	：高機能防火設備、高性能構造材料（安全・耐久・軽量）
家電・住設	：高機能家電・住設材料、多機能壁材

<中期経営計画EGP2028>

当社グループは、2024年度から2028年度までの5か年を対象期間とする中期経営計画EGP2028を策定しています。

スローガン

STRONG GROWTH

基本方針

既存事業の収益基盤強化と成長分野への積極的なリソース投入を推進し、持続的成長と企業価値向上を実現する。

期間

2024年1月1日～2028年12月31日（5か年）

経営目標

売上高	4,000億円（電子・情報1,900億円、機能材料1,600億円、新規事業500億円）
営業利益	500億円
営業利益率	12.5%
ROE	8%
目標達成年度	2028年度

【事業戦略】

①既存事業の強化（競争力向上による収益基盤強化）

- ・高付加価値製品の開発、事業化を強化する。
- ・全電気溶融技術を活用し、生産性・品質の向上を図る。
- ・強固な事業基盤を構築する（リソースの効率的な運用、DXの推進、調達の見直し、業務／製造プロセス改革等）。
- ・事業収益性の分析を徹底し、投資や縮小、撤退を判断する。

②戦略事業の拡大（成長分野へのリソース拡充）

- ・自社の強みを活かし、成長が期待できる分野へリソースを積極的に投入し戦略事業を拡大する。
- ・ガラスの付加価値を高めるデバイス事業を拡大する。
- ・エネルギー、医療、環境、食料分野を中心に、研究開発のリソースを拡充するとともに、大学や研究機関、ベンチャー企業等との連携を積極的に活用する。
- ・戦略的投資枠（5年間で500億円）を設定し、M&Aや戦略的提携、事業投資等を積極的に行う。

③調達リスクマネジメント

- ・経済情勢や物流の混乱等による調達リスクへ対応する（調達先・物流ルートの複数化、取引先との戦略的提携等）。

【財務戦略】

①政策保有株式の縮減

事業環境の変化等を考慮し、資本コストを踏まえた定量面と経営戦略等の定性面から保有の適否を検証し一層の縮減を進める。

②資産の圧縮

EGP2028や事業改革等の過程で生じたノンコア資産については、適宜、処分し資産効率の向上を図る。

③バランスシートの管理と株主還元の充実

財務の安定性と資本効率性を考慮してバランスシートを管理するとともに、将来の成長に期した内部留保を確保しながら、株主還元の充実を図る。

- 自己株式の取得

資本効率向上に向けて、2023年11月から2028年12月末までの間（約5年間）、総額1,000億円の自己株式の取得を計画

- 継続的な配当の拡大：目標DOE3%

安定配当を基本とし、業績、財務状況、成長投資等を踏まえ配当を拡充

【サステナビリティ戦略】

①カーボンニュートラルの推進

全電気溶融技術をはじめとする技術開発等を推進し、地球温暖化防止に貢献するとともに、持続的な成長と企業価値の向上を図る。

- ・全プロセスの電化を進める
- ・再生可能エネルギーへの投資と調達
- ・CO₂フリーエネルギー（水素等）の技術開発

②人材戦略

経営の基盤となる人材への投資を拡大するとともに、多様な人材が十分に能力を発揮できる職場環境を確保し、競争力の向上を図る。

- ・高度な知識や技術を持つ人材の採用と育成
- ・多様な人材の登用
- ・多様な人材が働きやすく、働きがいを感じる職場の整備

③サプライチェーンマネジメント

サプライチェーン全体で、環境、生物多様性、人権等に関して社会的責任を果たす取り組みを推進し、持続的な成長と企業価値の向上を図る。

<中期経営計画EGP2028の進捗>

【事業戦略】

既存事業

項目	内容
ディスプレイ事業	<ul style="list-style-type: none">・生産性改善による収益基盤の強化・全電気溶融技術の活用（導入比率7割弱。2025年12月末現在）・高耐熱性低熱収縮ガラス基板の生産拡大・超薄板ガラスの用途拡大<ul style="list-style-type: none">・フォルダブルスマートフォン用カバーガラス・スピーカー振動板（ダイヤフラム）・人工衛星用ソーラーパネル・中国市場でのシェア拡大（第10.5世代等の大型基板）・オーバーフロー技術を活用した新製品の開発・薄膜技術を活用した事業育成（フッ素フリーコーティング技術等）
電子デバイス事業	<ul style="list-style-type: none">・半導体関連製品の販売拡大（半導体用サポートガラス、プローブカード用基板等）・無機コア基板（GCコア[®]、ガラスコア基板）の開発・成長分野での製品開発と早期の事業化（パネルタイプの半導体用サポートガラス、無機コア基板等）・M&Aを含めた高付加価値事業の拡大

項目	内容
複合材事業	<ul style="list-style-type: none"> ・各拠点（マレーシア、米国、日本）での収益改善取り組み ・電気溶融技術の導入推進 ・低誘電ガラスファイバ D2ファイバの開発・販売開始 ・高付加価値製品の開発（低膨張ガラスファイバなど）
医療・耐熱・建築事業	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬用管ガラスの全電気溶融炉導入による高品質・高効率プロセスの確立及び海外市場での拡販・新規顧客開拓 ・放射線遮蔽用ガラスの拡販 ・トッププレート用耐熱ガラスにおける独自の印刷技術を生かした高付加価値製品の開発・拡販（StellaShine[®] Mono） ・防火設備用ガラス ファイアライト[®]の拡販

戦略事業

当連結会計年度においては、世界各国で重要な環境問題として認識されているPFAS規制に対応したフッ素フリーコーティング技術を開発し、販売を開始しました。高い撥水・撥油性能に加えて、「可視光透過性」「耐熱性」に優れており、半導体、医療、電気・電子、自動車など様々な分野で高い関心を得ています。

また、新たな事業領域の探索や見極め、ベンチャー企業とのオープンイノベーションによる革新的な技術開発を目的にベンチャーキャピタルファンドへの出資を行いました。このほか、エネルギー、環境、食料等の分野において研究開発を進めています。

【財務戦略】

政策保有株式については、この2年間で6銘柄の株式を全数売却するとともに、1銘柄は継続的に株式の売却を進めており、連結純資産に占める政策保有株式の割合は、7.3%の水準まで低下しています。また、藤沢事業場跡地の売却や事業改革に伴い不要となった固定資産の売却等ノンコア資産の圧縮も進めています。

株主還元については、2024年度及び2025年度と継続して増配を行うとともに、自己株式の取得も実施しました（2023年11月～2025年12月の間で約600億円を実施）。また、当連結会計年度に一部の自己株式を消却しました。

今後もバランスシートの管理と株主還元の充実を図っていきます。

(ご参考) 気候変動への取り組み

気候変動への対応が地球規模の重要課題となる中、当社グループでは、持続可能なモノづくりを追求するとともに、気候変動に的確に対応するため、2022年2月に2030年度におけるCO₂排出量削減目標（Scope 1+2）と2050年度までのカーボンニュートラル達成を公表し、全電気溶融炉の水平展開や省エネ設備への切り替え、再生可能エネルギーへの投資等、野心的な施策を推進していきます。

当連結会計年度は、主にディスプレイ事業における生産性改善及び複合材事業における事業構造改革により、CO₂排出量（Scope 1+2）は前連結会計年度に比べて減少しました。CO₂排出量原単位（Scope 1+2）は前連結会計年度から横ばいとなりました。

なお、CO₂排出量（Scope 1+2）は2030年度の目標を達成しています。今後、各国のCO₂排出量削減目標の見直しやGX政策の動向を見極めつつ、当社における目標と取り組み事項の見直しを進めていきます。

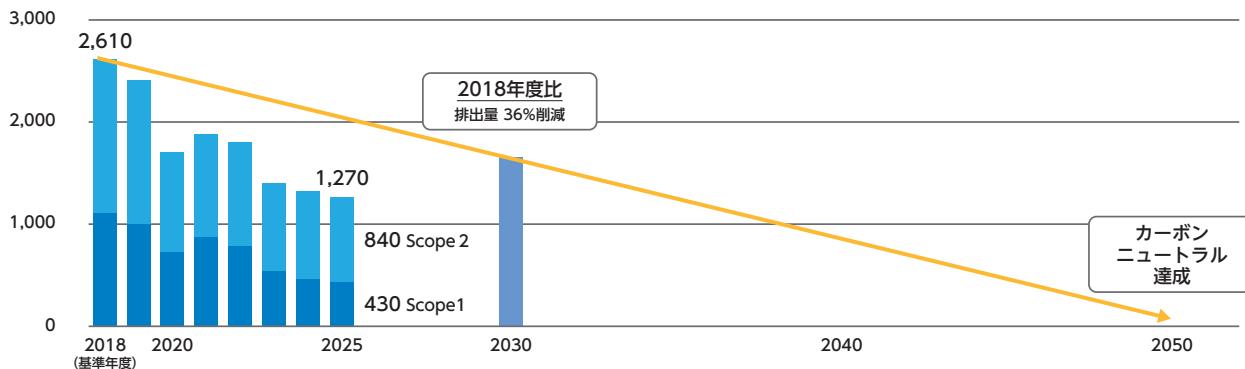
・CO₂排出量の削減目標（Scope 1+2）

- ・ 2030年度にCO₂排出量（Scope 1+2）36%削減、排出量原単位※（Scope 1+2）60%削減（2018年度比）
- ・ 2050年度までにカーボンニュートラルの達成

※生産重量比

・CO₂排出量（Scope 1+2）

(千トンCO₂e)



※ 2025年度の数値は暫定値です。確定値は2026年5月発行予定の「統合レポート2025」で報告します。

カーボンニュートラルへの取り組み等気候変動への対応の詳細については、当社ウェブサイトをご覧ください。

URL <https://www.neg.co.jp/sustainability/environment/climate/index.html>



(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第104期 (2022.1～2022.12)	第105期 (2023.1～2023.12)	第106期 (2024.1～2024.12)	第107期 (2025.1～2025.12)
売 上 高	324,634百万円	279,974百万円	299,237百万円	311,402百万円
営業利益又は営業損失(△)	26,184百万円	△10,420百万円	6,120百万円	34,131百万円
経常利益又は経常損失(△)	34,058百万円	△9,480百万円	12,417百万円	37,740百万円
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	28,167百万円	△26,188百万円	12,091百万円	29,616百万円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	302円76銭	△282円90銭	141円67銭	382円33銭
総 資 産	747,907百万円	703,917百万円	695,163百万円	701,413百万円
純 資 産	528,912百万円	490,130百万円	487,559百万円	496,181百万円
1株当たり純資産額	5,635円52銭	5,463円53銭	5,996円61銭	6,545円03銭

(7) 重要な子会社の状況 (2025年12月31日現在)

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ニッポン・エレクトリック・ グラス・マレーシア Sdn. Bhd.	1,303百万マレーシアリングgit	100%	電子・情報及び機能材料の分野 におけるガラスの製造、販売
電気硝子（上海）有限公司	31百万米ドル	100%	電子・情報の分野におけるガラ スの加工、販売
電気硝子（廈門）有限公司	2,745百万人民元	100%	電子・情報の分野におけるガラ スの製造、販売
エレクトリック・グラス・ ファイバ・アメリカ, LLC	100米ドル	100%	機能材料の分野におけるガラ スの製造、販売

(注) 当連結会計年度末の連結子会社は、上記の重要な子会社4社を含め合計23社です。

(8) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

当社グループは、特殊ガラス製品及びガラス製造機械類の製造及び販売を主な事業としています。

区分	製品分類	主要製品名
電子・情報	ディスプレイ	液晶ディスプレイ用ガラス 有機ELディスプレイ用ガラス 超薄板ガラスG-Leaf [®] 化学強化専用超薄板ガラス Dinorex UTG [®] 紫外線遮蔽超薄板ガラス
	電子デバイス	半導体プロセス用ガラス LTCC製品 機能性粉末ガラス イメージセンサ用板ガラス 小型電子部品用管ガラス 光エレクトロニクス用ガラス 蛍光体ガラス ルミファス [®]
機能材料	複合材	機能樹脂強化用チョップドストランド 建築材料用ウェットチョップドストランド 樹脂強化用ロービング セメント強化用耐アルカリ性ガラスファイバ WizARG [®] 電子材料用低誘電ガラスファイバ
	医療	医薬用管ガラス 放射線遮蔽用ガラス LXプレミアム
	耐熱	超耐熱結晶化ガラス ネオセラム [®] 調理器トッププレート用超耐熱結晶化ガラス StellaShine [®]
	建築	防火設備用ガラス ファイアライト [®] ガラスブロック 結晶化ガラス建材 ネオパリエ [®]
	その他	照明用ガラス ガラスエンジニアリング

(9) 主要な営業所及び工場 (2025年12月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	滋 賀 県 大 津 市
大 阪 営 業 所	大 阪 市 淀 川 区
東 京 営 業 所	東 京 都 港 区
大 津 事 業 場	滋 賀 県 大 津 市
滋 賀 高 月 事 業 場	滋 賀 県 長 浜 市
能 登 川 事 業 場	滋 賀 県 東 近 江 市
精 密 ガ ラ ス 加 工 セ ン タ ー	滋 賀 県 草 津 市

② 子会社

会 社 名	所 在 地
ニッポン・エレクトリック・ グラス・マレーシア Sdn. Bhd.	マレーシアセランゴール州
電気硝子（上海）有限公司	中華人民共和国上海市
電気硝子（廈門）有限公司	中華人民共和国福建省
エレクトリック・グラス・ ファイバ・アメリカ, LLC	米国ノースカロライナ州

(10) 従業員の状況 (2025年12月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
5,218名	280名減

- (注) 1. 従業員数は、就業人員です。
2. 当社の従業員数は、1,778名（前事業年度末比32名増）です。

2. 会社の株式に関する事項（2025年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 240,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 89,523,246株

（注）発行済株式の総数には、自己株式14,294,939株が含まれています。

- (3) 株主数 35,383名
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	15,015千株	20.0%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	6,067千株	8.1%
野村信託銀行株式会社（投信口）	1,853千株	2.5%
株式会社滋賀銀行	1,617千株	2.2%
日本電気硝子取引先持株会	1,391千株	1.9%
ニプロ株式会社	1,254千株	1.7%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,101千株	1.5%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,047千株	1.4%
THE NOMURA TRUST AND BANKING CO., LTD. AS THE TRUSTEE OF REPURCHASE AGREEMENT MOTHER FUND	1,010千株	1.3%
JP MORGAN CHASE BANK 385781	982千株	1.3%

- （注） 1. 当社は、自己株式を14,294,939株保有していますが、上記大株主からは除外しています。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しています。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	7,600株	3名

- （注）当社の株式報酬の内容につきましては、「3. 会社役員に関する事項」の「(2) 取締役及び監査役の報酬等」の「② 当事業年度に係る報酬等の総額等」に記載しています。

(6) その他株式に関する重要な事項

① 自己株式の取得

2025年2月5日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得しました。

取得した株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	5,497,700株
取得価額の総額	19,999,928,000円
取得した期間	2025年2月6日から2025年9月12日まで

② 自己株式の消却

2024年7月29日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を消却しました。

消却した株式の種類	当社普通株式
消却した株式の総数	10,000,000株
消却後の発行済株式総数	89,523,246株
消却実施日	2025年1月31日

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2025年12月31日現在)

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
松本元春	取締役会長 (代表取締役)	
岸本暁	社長 (代表取締役)	社長執行役員 (担当: 監査)
森井守	取締役	常務執行役員 (統括: 総務、人事、経理、資材、情報システム) (担当: 企業戦略、マーケティング、営業管理、 東京支社、貿易管理)
裏出令子	取締役	国立大学法人京都大学名誉教授 国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所特任教授
伊藤博之	取締役	国立大学法人滋賀大学名誉教授 学校法人大阪経済大学経営学部教授
伊藤好生	取締役	亀田製菓株式会社社外取締役
青砥なほみ	取締役	国立大学法人広島大学半導体産業技術研究所特命教授 国立大学法人東北大学国際集積エレクトロニクス研究開発センター特任教授 (客員) ローツェ株式会社社外取締役
林嘉久	常勤監査役	
成田利治	常勤監査役	
矢倉幸裕	監査役	公認会計士・税理士 矢倉公認会計士事務所代表
印藤弘二	監査役	弁護士 はばたき総合法律事務所パートナー 株式会社キーエンス社外監査役

- (注) 1. 常勤監査役成田利治氏は、2025年3月28日開催の第106期定時株主総会において、新たに選任され、就任しています。
2. 取締役裏出令子、伊藤博之、伊藤好生及び青砥なほみの4氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員です。
3. 監査役矢倉幸裕及び印藤弘二の両氏は、社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員です。
4. 監査役矢倉幸裕氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
5. 当社は、当社の取締役及び監査役、執行役員、当社子会社(テクネグラス LLC、エレクトリック・グラス・ファイバ・UK、Ltd.、エレクトリック・グラス・ファイバ・アメリカ、LLCを除く)の取締役及び監査役、並びに関連会社に当社から派遣している取締役及び監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます)を当該保険契約により填補することとしています。なお、保険料は当社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

6. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役の氏名、退任時の会社における地位及び退任年月日は次のとおりです。

氏名	退任時の会社における地位	退任年月日
山崎博樹	取締役	2025年3月28日退任（任期満了）
加埜智典	取締役	2025年3月28日退任（任期満了）
應治雅彦	常勤監査役	2025年3月28日退任（辞任）

7. 当社は執行役員制度を採用しています。「担当及び重要な兼職の状況」欄中の「統括、担当」は執行役員の業務に係るものです。また、2026年1月1日付で執行役員の氏名及び担当は次のとおりとなりました。*印を付した執行役員は取締役を兼務しています。

氏名	担 当
岸本 暁 *	社長執行役員 担当：監査
加埜 智典	専務執行役員 統括：ガラス繊維事業 ガラス繊維事業本部長
山崎 博樹	常務執行役員 担当：基盤技術、知的財産、製品安全、対外技術
森井 守 *	常務執行役員 統括：総務、人事、経理、資材、情報システム 担当：企業戦略、コーポレートコミュニケーション、マーケティング、営業管理、東京支社、貿易管理
角見 昌昭	常務執行役員 統括：研究開発 研究開発本部長
小林 正宏	常務執行役員 担当：電子部品事業 電子部品事業本部長
堀内 拓男	常務執行役員 担当：ディスプレイ事業、薄膜事業 ディスプレイ事業本部長
金谷 仁	常務執行役員 担当：プロセス技術、環境 プロセス技術本部長
中島 利幸	常務執行役員 担当：総務、人事、経理 人事部長
和田 正紀	常務執行役員 担当：コンシューマーガラス事業 コンシューマーガラス事業本部長
織田 英孝	執行役員 担当：ディスプレイ事業（製造） ディスプレイ事業本部ディスプレイ事業部長
玉村 嘉之	執行役員 担当：資材、情報システム 資材部長
濱島 健	執行役員 担当：ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシア Sdn. Bhd.
岡 卓司	執行役員 担当：電子部品事業（製造） 電子部品事業本部電子部品事業部長

氏名	担当
Eric Barrouillet	執行役員 担当：ガラス繊維事業（営業）
長 壽 研	執行役員 担当：研究開発 研究開発本部副本部長兼開発部長
広 橋 研 一	執行役員 担当：コンシューマーガラス事業（製造） コンシューマーガラス事業本部コンシューマーガラス事業部長
川 口 正 隆	執行役員 担当：ガラス繊維事業（製造）、エレクトリック・グラス・ファイバ・アメリカ、LLC ガラス繊維事業本部ガラス繊維事業部長 エレクトリック・グラス・ファイバ・アメリカ、LLC社長

（２）取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しています。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容の概要について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けています。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることにより、当該方針に沿うものであると判断しています。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

1) 取締役の個人別の報酬等（業績連動報酬等及び非金銭報酬等を除く）の額の決定に関する方針

当社の取締役の個人別の月額（固定）報酬は、株主総会で決議された総額の範囲内で、個々の職務、責任及び実績に応じて、業績（社外取締役を除く）や当社の経営環境、外部専門機関による客観的な報酬市場調査データに基づき他社水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

2) 業績連動報酬等の業績指標の内容及び業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、社外取締役を除く取締役に対する賞与として、株主総会で決議された総額の範囲内で、連結営業利益をその指標とし、経済情勢、事業状況、実施施策の状況、個々の評価等を踏まえ、決定するものとします。

- 3) 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

非金銭報酬等は、社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式として、毎年一定の時期に割当てを行います。対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、当社の普通株式について株主総会で決議された総数の範囲内で、発行又は処分を受けるものとします。また、譲渡制限付株式の割当数の計算の基準となる支給額は、株主総会で決議された総額の範囲内で、個々の職務、責任等と株価をベースに決定するものとします。

- 4) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

社外取締役を除く取締役については、業績目標達成及び中長期の企業価値向上に連動させるため定額報酬である月額（固定）報酬と、変動報酬である賞与・譲渡制限付株式報酬で構成し支給します。その比率は、支給額ベースで概ね「定額報酬：変動報酬＝6：4」とします。社外取締役については、独立性の観点から業績に関わらない月額（固定）報酬のみを支給します。

- 5) 報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

月額（固定）報酬は、月例の固定報酬とします。賞与は、毎年一定の時期に支給します。

- 6) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役の個人別の月額（固定）報酬及び賞与（社外取締役を除く）は、次のとおり決定します。取締役会の諮問に基づき、社外取締役が委員長を務め、取締役会長、社長、社外取締役全員を委員とし、社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会にてその具体的内容について審議を行います。委員の意見が同数で異なった場合を除き、取締役会への答申を不要とし、同委員会で決定された内容は取締役会で決議があったものとみなします。

社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な配分については、取締役会において決定するものとします。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち、社外取締役)	303 (39)	209 (39)	63 (-)	29 (-)	9 (4)
監 査 役 (うち、社外監査役)	55 (14)	55 (14)	- (-)	- (-)	5 (2)
計 (うち、社外役員)	358 (54)	265 (54)	63 (-)	29 (-)	14 (6)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、取締役賞与(63百万円)、及び当事業年度に費用計上した譲渡制限付株式報酬額(29百万円)が含まれています。
2. 業績連動報酬等に係る業績指標は、連結営業利益であり、その実績は34,131百万円です。当該指標を選択した理由は、当社グループの事業成績を表す客観的な指標であり、業績連動報酬等の指標として適切であると判断したためです。同指標に加え、経済情勢、事業状況、実施施策の状況、個々の評価等を踏まえ、算出しています。
3. 非金銭報酬等の内容は、当社の株式であり、割当ての際の条件等は「① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりです。また、当事業年度における交付状況は「2. 会社の株式に関する事項」の「(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しています。
4. 取締役の月額報酬限度額に関する株主総会の決議は、2000年6月29日開催の第81期定時株主総会においてなされ、その決議の内容は、取締役報酬額が月額2,800万円以内としています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、20名です。また、2019年3月28日開催の第100期定時株主総会及び2022年3月30日開催の第103期定時株主総会において、上記の報酬枠とは別枠で、取締役(社外取締役を除く)に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に譲渡制限付株式報酬制度を導入すること、及び譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は年額1億円以内とする旨の決議をしています。当該両株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は、6名です。
5. 取締役(社外取締役を除く)の賞与限度額に関する株主総会の決議は、2025年3月28日開催の第106期定時株主総会においてなされ、その決議の内容は、取締役(社外取締役を除く)賞与額が年額2億円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません)としています。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は、3名です。
6. 監査役報酬に関する株主総会の決議は、2010年6月29日開催の第91期定時株主総会においてなされ、その決議の内容は監査役報酬額が月額600万円以内としています。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
7. 「① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおり、当事業年度に係る取締役の個人別の月額(固定)報酬の額及び賞与(社外取締役を除く)は、取締役会の諮問に基づき、社外取締役である伊藤好生氏が委員長を務め、取締役会長である松本元春氏、社長である岸本暁氏、社外取締役である裏出令子氏、伊藤博之氏、青砥なほみ氏を委員とする指名・報酬諮問委員会にてその具体的内容について審議を行いました。委員の意見が同数で異なった場合を除き、取締役会への答申を不要とし、同委員会で決定された内容は取締役会で決議があったものとみなしています。取締役会が、実質的に指名・報酬諮問委員会に上記に関する権限を委任している理由は、取締役報酬の決定プロセスに透明性、客観性を確保するためです。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社と兼職先との関係（2025年12月31日現在）

区 分	氏 名	重要な兼職の状況
取 締 役	裏 出 令 子	国立大学法人京都大学名誉教授 国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所特任教授
取 締 役	伊 藤 博 之	国立大学法人滋賀大学名誉教授 学校法人大阪経済大学経営学部教授
取 締 役	伊 藤 好 生	亀田製菓株式会社社外取締役
取 締 役	青 砥 な ほ み	国立大学法人広島大学半導体産業技術研究所特命教授 国立大学法人東北大学国際集積エレクトロニクス研究開発センター特任教授（客員） ローツェ株式会社社外取締役
監 査 役	矢 倉 幸 裕	公認会計士・税理士 矢倉公認会計士事務所代表
監 査 役	印 藤 弘 二	弁護士 はばたき綜合法律事務所パートナー 株式会社キーエンス社外監査役

(注) 当社と上記「重要な兼職の状況」に記載した兼職先との間には、いずれも特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	裏出 令子	当事業年度開催の取締役会18回の全てに出席し、農学出身の理系研究者として、専門的な知識、豊富な経験に基づき、適宜、質問及び意見表明等を行い、業務執行に対する監督、助言等の役割を果たしています。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、取締役の報酬等の決定に、独立した立場から関与いただきました。
取締役	伊藤 博之	当事業年度開催の取締役会18回の全てに出席し、経営学者として、企業経営の研究に関する専門的な知識、豊富な経験に基づき、適宜、質問及び意見表明等を行い、業務執行に対する監督、助言等の役割を果たしています。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、取締役の報酬等の決定に、独立した立場から関与いただきました。
取締役	伊藤 好生	当事業年度開催の取締役会18回の全てに出席し、パナソニック株式会社（現 パナソニックホールディングス株式会社）の経営に長年に亘って携われ、会社経営に関する知識、豊富な経験に基づき、適宜、質問及び意見表明等を行い、業務執行に対する監督、助言等の役割を果たしています。また、指名・報酬諮問委員会の委員長として、取締役の報酬等の決定に、独立した立場から関与いただきました。
取締役	青砥 なほみ	当事業年度開催の取締役会18回の全てに出席し、技術開発に関する専門的な知識、豊富な経験に基づき、業務執行に対する監督・助言などの役割を果たしています。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、取締役の報酬等の決定に、独立した立場から関与いただきました。
監査役	矢倉 幸裕	当事業年度開催の取締役会18回及び監査役会13回の全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的な立場から適宜、質問を行い、また、意見表明等を行っています。
監査役	印藤 弘二	当事業年度開催の取締役会18回のうち17回に、また、監査役会13回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的な立場から適宜、質問を行い、また、意見表明等を行っています。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役又は社外監査役が当社に対して会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を負担する場合において、当社の社外取締役又は社外監査役としての職務の遂行につき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、当社に対する損害賠償責任の限度とする旨の責任限定契約を締結しています。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
公認会計士法第2条第1項の監査業務に係る報酬等の額	66百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	67百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査に係る報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査業務以外の業務として、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の賦課金の減免申請に関する確認業務を委託し、対価を支払っています。
3. 「1. 企業集団の現況に関する事項」の「(7) 重要な子会社の状況」に記載の当社の重要な子会社4社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。
4. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算定根拠等について確認し、これらが適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により解任します。

また、監査役会は、当社都合の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、同法第344条の定めにより株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他株式会社の業務の適正を確保するための体制

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループ内への法令遵守、企業倫理の周知徹底を継続的に行う専門組織としてコンプライアンス委員会を設置し、①企業理念、グループ企業行動憲章、グループ企業行動規範の改訂の立案及びこれらを当社グループ各社に浸透させるための諸施策の企画、立案、実施、②国内外の関係法令及び社会情勢の動向などコンプライアンスに関する情報の収集、分析、教育研修、③内部通報制度（窓口：コンプライアンス委員会及び弁護士事務所等）の運用を行います。これらの内容は、定期的に取り締り会及び監査役に報告します。また、コンプライアンス委員会は、当社又は当社グループ各社の取締役又は執行役員が関与する法令違反行為等の通報を受け付け又は報告を受けた場合には、適時、その内容を監査役に報告します。

内部監査部門（監査部）は、内部監査規程及び監査計画に基づき、独立した立場で各部門及びグループ各社に対して内部監査を実施し、その状況を適宜社長及び監査役に報告します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書（稟議その他の決裁書、会議議事録など）は、法令のほか文書管理規程をはじめとする社内規程等に基づいて、適切に保存、管理をします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

定期的にはリスク調査を行い、経営上のリスクの把握、対応等を行います。

また、当社が重要と認識している会社の事業に関するリスク（資材等の調達、自然災害、事故災害、情報セキュリティ、環境等）については、担当部署又は専門委員会が、必要に応じて、規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成などの対応を行います。

新たに生じたリスクについては、社長が速やかに対応責任者を決定し対策を講じます。

経営上特に重要な事項については、取締役会、経営会議で審議・報告します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営目標を明確にし効率的に業務運営を行うため、執行役員制度及び事業部制を導入するとともに、毎年、取締役会において事業部門別及び全社ベースの年度予算（ビジネスプラン）を定めます。また、業績は月次レベルで管理するとともに、経営上の重要事項については取締役会、経営会議、事業部会議等で多面的に審議、検討します。

適時に必要な情報が必要な関係者に伝わり適切な判断がなされるために、電子決裁システムなどIT技術を活用します。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの取締役及び従業員の判断・行動基準となるグループ企業行動憲章、グループ企業行動規範を制定・周知するとともに、内部通報制度を運用します。コンプライアンス委員会は、当社又は当社グループ各社の取締役又は執行役員が関与する法令違反行為等の通報を受け付け又は報告を受けた場合には、適時、その内容を監査役に報告します。

また、当社グループ各社は、財務報告の適正性を確保するために必要な組織体制を整備・運用し、内部監査部門（監査部）がその有効性を評価します。

このほか、子会社に役員を派遣し、各子会社の担当の執行役員を定め、事業遂行上の相談を受け付ける体制を敷くとともに、本社管理部門又は関係する事業部が子会社と定期的に情報交換等を行うなど、適宜、子会社の経営上の課題等を把握・解決します。また、定期的に当社及び子会社を対象にリスク調査を行い、当社グループとしてのリスクの把握を行い、適宜対応します。特に海外子会社については、重大な自然災害の発生等、当社に報告すべき事項のリストを作成し、問題が生じた場合の把握、対応に努めます。当社と子会社の経営トップが必要に応じ会議等を行い、経営効率の向上を図ります。

当社グループ業務の効率面では、グループファイナンスやグループ共通の会計システムを活用します。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

総務部に所属する従業員が必要に応じて監査役の職務を補助します。また、当該従業員の異動等の取扱いについては、監査役の意見を尊重します。

(7) 監査役への報告に関する体制

取締役及び従業員は、当社グループに重大な影響を及ぼす事項について、事前又は事後に速やかに監査役へ報告を行います。また、内部通報制度の運営状況、内部監査の実施状況についても、その責任者が適宜報告を行います。さらに、コンプライアンス委員会は、当社又は当社グループ各社の取締役又は執行役員が関与する法令違反行為等の通報を受け付け又は報告を受けた場合には、適時、その内容を監査役に報告します。

このほか、取締役及び従業員は、監査役が要求した場合には速やかに報告を行います。

子会社の監査上の問題把握のため、監査役は、子会社の監査役と適宜連携を図ります。

(8) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度の運用状況は適宜監査役に報告していますが、社内規程において、内部通報制度による通報者に対して、通報を理由とした解雇その他のいかなる不利益取扱いも禁止します。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役からの申請に基づき、支払い処理を行います。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、適宜、代表取締役、会計監査人及び監査部と意見交換を行います。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

運用状況は次のとおりです。

①主な会議の開催状況について

当事業年度における主な会議の開催状況は以下のとおりです。

取締役会は、18回開催し、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が常時出席しました。各事業部会議は主に月次で開催され、予算の進捗、事業計画の見直し等について討議を行いました。その他、監査役会は13回、経営会議は25回、コンプライアンス委員会は2回開催しました。

このほか、サステナビリティ委員会（2026年1月、「CSR委員会」を見直し組織を強化）を設置しています。CSR委員会は、2回開催し、当社グループのサステナビリティの推進体制やマテリアリティの見直し、「環境」「多様性」「地域」の施策に関する討議等を行いました。

②監査役の職務の遂行について

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、社内の重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要な会議に出席し、又はこれらの会議の議事録等の関係書類を閲覧しました。また、当社の代表取締役、取締役、執行役員及び子会社取締役等と、適宜面談を実施しました。

このほか、監査役は、会計監査人、内部監査部門（監査部）及び子会社監査役との間で適宜会合を行い、積極的に連携を図りました。

③内部監査について

内部監査部門（監査部）は、当社グループ全体のコンプライアンス強化に資することを目的として、作成した内部監査計画に従って各部門及び子会社の業務監査等を行い、監査結果については、社長、取締役会及び監査役会に報告しています。

④リスクの把握・対応について

事業運営に大きな影響を与える可能性のあるリスクを、適時、適切に把握し、そのリスクを回避、軽減する措置を講じるためリスク調査を実施し、調査結果を踏まえたリスクの評価、対応策の検討を行っています。また、災害の発生に備え、BCP（事業継続計画）の対応訓練も実施しています。

その他、国内外グループ企業を対象に内部通報制度を導入しています。

⑤主な教育・研修の実施状況について

コンプライアンス委員会にてコンプライアンスに関する教育計画を策定し、実行しています。

当社は10月をコンプライアンス強化月間と定めており、当事業年度においても、当社、国内子会社及び海外子会社従業員を対象とした社内研修会、並びに役員及び幹部社員を対象とした外部講師による経営トップ向け講演会を実施しました。

また、関係者を対象とした独占禁止法研修会も実施しました。

その他、月1回、身近に起こりそうな事例を取り上げたケースシートを配布するなど、コンプライアンス意識の向上を図っています。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てています。ただし、比率及び1株当たり情報については、表示単位未満を四捨五入しています。

連結貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	283,783
現金及び預金	120,706
受取手形、売掛金及び契約資産	61,853
電子記録債権	1,029
商品及び製品	50,327
仕掛品	1,285
原材料及び貯蔵品	39,495
その他	9,275
貸倒引当金	△191
固定資産	417,630
有形固定資産	360,655
建物及び構築物	61,243
機械装置及び運搬具	262,394
土地	17,469
建設仮勘定	14,817
その他	4,730
無形固定資産	4,121
投資その他の資産	52,853
投資有価証券	42,045
繰延税金資産	1,452
その他	17,284
貸倒引当金	△7,928
資産合計	701,413

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	117,793
支払手形及び買掛金	38,974
短期借入金	23,732
1年内償還予定の社債	10,000
未払法人税等	8,146
その他の引当金	74
その他	36,866
固定負債	87,437
社債	10,000
長期借入金	53,662
繰延税金負債	5,672
特別修繕引当金	10,417
その他の引当金	3
退職給付に係る負債	1,787
その他	5,894
負債合計	205,231
(純資産の部)	
株主資本	416,463
資本金	32,155
資本剰余金	33,901
利益剰余金	398,474
自己株式	△48,068
その他の包括利益累計額	75,908
その他有価証券評価差額金	17,865
繰延ヘッジ損益	20
為替換算調整勘定	58,022
非支配株主持分	3,810
純資産合計	496,181
負債及び純資産合計	701,413

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		311,402
売上原価		231,392
売上総利益		80,010
販売費及び一般管理費		45,879
営業利益		34,131
営業外収益		
受取利息	848	
受取配当金	1,013	
補助金収入	2,427	
為替差益	1,160	
その他	1,476	6,927
営業外費用		
支払利息	1,373	
固定資産除却損	946	
休止固定資産減価償却費	515	
その他	482	3,318
経常利益		37,740
特別利益		
固定資産売却益	7,213	
投資有価証券売却益	4,205	
その他	1,199	12,619
特別損失		
事業構造改善費用	3,944	
事故関連損失	3,026	
固定資産除却損	1,462	8,433
税金等調整前当期純利益		41,925
法人税、住民税及び事業税	13,550	
法人税等調整額	△1,683	11,866
当期純利益		30,059
非支配株主に帰属する当期純利益		442
親会社株主に帰属する当期純利益		29,616

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位 百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	32,155	34,279	411,024	△ 60,007	417,452
当期変動額					
剰余金の配当			△ 10,644		△ 10,644
親会社株主に帰属する 当期純利益			29,616		29,616
自己株式の取得				△ 20,003	△ 20,003
自己株式の処分		6		36	42
自己株式の消却		△ 31,905		31,905	-
利益剰余金から資本剰余金 への振替		31,522	△ 31,522		-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	△ 377	△ 12,550	11,938	△ 989
当期末残高	32,155	33,901	398,474	△ 48,068	416,463

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	17,299	△ 68	49,336	66,568	3,539	487,559
当期変動額						
剰余金の配当						△ 10,644
親会社株主に帰属する 当期純利益						29,616
自己株式の取得						△ 20,003
自己株式の処分						42
自己株式の消却						-
利益剰余金から資本剰余金 への振替						-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	565	89	8,685	9,340	270	9,611
当期変動額合計	565	89	8,685	9,340	270	8,622
当期末残高	17,865	20	58,022	75,908	3,810	496,181

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	143,425
現金及び預金	24,328
受取手形	182
電子記録債権	779
売掛金	47,738
商品及び製品	26,862
仕掛品	2,204
原材料及び貯蔵品	23,979
その他	17,389
貸倒引当金	△37
固定資産	404,198
有形固定資産	173,199
建物及び構築物	16,223
機械及び装置	140,805
車両運搬具及び工具器具備品	845
土地	10,430
建設仮勘定	4,895
無形固定資産	780
投資その他の資産	230,217
投資有価証券	36,341
関係会社株式	109,872
関係会社出資金	57,175
長期貸付金	17,731
その他	21,410
貸倒引当金	△12,314
資産合計	547,623

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	85,103
買掛金	33,336
短期借入金	13,800
1年内償還予定の社債	10,000
未払金	9,267
未払費用	7,391
未払法人税等	6,487
その他の引当金	63
その他	4,756
固定負債	73,703
社債	10,000
長期借入金	50,000
繰延税金負債	3,007
特別修繕引当金	10,417
その他の引当金	4
その他	274
負債合計	158,807
(純資産の部)	
株主資本	371,108
資本金	32,155
資本剰余金	33,885
資本準備金	33,885
利益剰余金	353,135
利益準備金	2,988
その他利益剰余金	350,147
別途積立金	205,770
繰越利益剰余金	144,377
自己株式	△48,068
評価・換算差額等	17,707
その他有価証券評価差額金	17,865
繰延ヘッジ損益	△157
純資産合計	388,816
負債及び純資産合計	547,623

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		163,226
売上原価		112,266
売上総利益		50,959
販売費及び一般管理費		23,276
営業利益		27,683
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	7,233	
為替差益	2,629	
その他	3,089	12,953
営業外費用		
支払利息	491	
固定資産除却損	856	
寄付金	220	
休止固定資産減価償却費	199	
その他	161	1,929
経常利益		38,707
特別利益		
固定資産売却益	4,690	
投資有価証券売却益	4,205	
その他	587	9,484
特別損失		
貸倒引当金繰入額	4,455	
事故関連損失	3,026	
その他	930	8,412
税引前当期純利益		39,779
法人税、住民税及び事業税	9,902	
法人税等調整額	△1,660	8,241
当期純利益		31,537

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位 百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	32,155	33,885	377	34,263	2,988	205,770	155,007	363,765	△60,007	370,177
当期変動額										
剰余金の配当							△10,644	△10,644		△10,644
当期純利益							31,537	31,537		31,537
自己株式の取得									△20,003	△20,003
自己株式の処分			6	6					36	42
自己株式の消却			△31,905	△31,905					31,905	-
利益剰余金から資本剰余金への振替			31,522	31,522			△31,522	△31,522		-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	△377	△377	-	-	△10,629	△10,629	11,938	931
当期末残高	32,155	33,885	-	33,885	2,988	205,770	144,377	353,135	△48,068	371,108

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	17,299	△52	17,247	387,425
当期変動額				
剰余金の配当				△10,644
当期純利益				31,537
自己株式の取得				△20,003
自己株式の処分				42
自己株式の消却				-
利益剰余金から資本剰余金への振替				-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	565	△105	460	460
当期変動額合計	565	△105	460	1,391
当期末残高	17,865	△157	17,707	388,816

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月13日

日本電気硝子株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 京都事務所
指定有限責任社員 公認会計士 洪 性 禎
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 俣 野 広 行
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大 西 洋 平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本電気硝子株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本電気硝子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月13日

日本電気硝子株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 京都事務所
指定有限責任社員 公認会計士 洪 性 禎
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 俣 野 広 行
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大 西 洋 平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本電気硝子株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第107期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員及び監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下のとおり監査を実施いたしました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、監査部その他の使用人等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月16日

日本電気硝子株式会社 監査役会

常勤監査役 林 嘉 久 ㊟

常勤監査役 成 田 利 治 ㊟

社外監査役 矢 倉 幸 裕 ㊟

社外監査役 印 藤 弘 二 ㊟

(ご参考)

連結キャッシュ・フロー計算書 (要約)

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	52,029
税金等調整前当期純利益	41,925
減価償却費	24,206
減損損失	1,508
投資有価証券売却損益 (△は益)	△4,205
固定資産売却損益 (△は益)	△7,250
為替差損益 (△は益)	△877
売上債権及び契約資産の増減額 (△は増加)	△1,938
棚卸資産の増減額 (△は増加)	5,996
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,070
法人税等の支払額	△11,464
その他	5,199
投資活動によるキャッシュ・フロー	△10,397
投資有価証券の売却による収入	6,854
固定資産の取得による支出	△28,951
固定資産の売却による収入	12,746
その他	△1,046
財務活動によるキャッシュ・フロー	△45,273
長短借入金の純増減額 (△は減少)	△13,694
自己株式の取得による支出	△20,003
配当金の支払額	△10,643
非支配株主への配当金の支払額	△171
その他	△761
現金及び現金同等物に係る換算差額	371
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△3,269
現金及び現金同等物の期首残高	123,582
現金及び現金同等物の期末残高	120,313

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

以 上

株主総会会場のご案内図

会場

滋賀県大津市御殿浜15番8号

NIHO

交通

- JR 琵琶湖線「石山駅」下車
北出口より徒歩約15分
- JR 琵琶湖線「石山駅」下車
南出口より京阪電鉄
(びわ湖浜大津・坂本比叡山口方面行き)
に乗り換え「粟津駅」下車 徒歩約5分

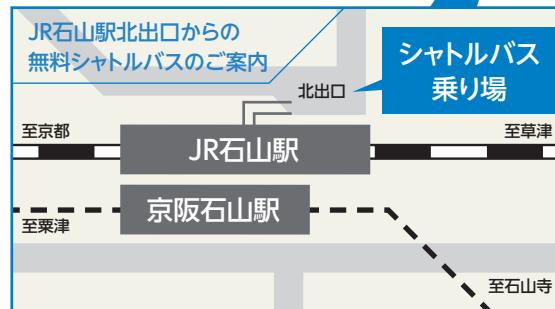
※お車でのご来場はお控えくださいますようお願い申し上げます。



無料シャトルバス運行時刻表

○9:00 ○9:15 ○9:30

※シャトルバスの座席数に限りがあります。
あらかじめご了承のほどよろしくお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。